

鹿角市公告第103号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定により令和元年12月20日鹿角市公告第184号及び令和2年2月20日鹿角市公告第7号で公告した鹿角市農用地利用集積計画の一部を、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第10の4の（1）に基づき取り消しましたので、次のとおり公告します。

令和2年6月12日

鹿角市長 児 玉 一

1. 取り消した農用地利用集積計画

鹿角市農用地利用集積計画令和元年第12号の一部

鹿角市農用地利用集積計画令和2年第2号の一部

2. 鹿角市農用地利用集積計画の縦覧場所

鹿角市農業委員会事務局 鹿角市花輪字荒田4番地1